

テロ等準備罪＝共謀罪

Q & A

市民を監視する世の中にする

法律に違反する行為を話し合い「合意する」ことが罪になる、それが共謀罪です。

日本の刑法は、実際に犯罪をおこななければ市民は処罰されませんが、共謀罪は法律に違反する行為を話し合い、合意がなされただけで、刑法犯も含めて600以上もの犯罪について処罰を可能とする新しい犯罪の型です。

Q1. 危険だっていうんだけど、“どこ”が危険なの？

A1. それは、まだやってない犯罪を処罰しようとしているから
そして、未遂の犯罪の摘発には、盗聴などが必要になる
それは、心の内側に法律の権限で入り込もうとすること

Q2. テロ防止のためには、いまごろ必要なんじゃないの？

A2. ひじょうに問題の多い新しい法律をつくらなくても、予備段階で対処できる国内法がすでにある
関連した条約、爆発物取締り罰則、銃刀法、国家公務員法、凶器準備集合罪…さらに、必要なら既存の法を強化すればよい

Q3. 政府は、国際的な犯罪防止のための条約に参加しないと、オリンピック・パラリンピックができないって言ってるけど…どうなの？

A3. 国際組織犯罪防止条約ですが、批准のために不可欠ではない。各国をみると共謀罪がなくても、自国の法体系で対応し締結している

Q4. ふつうの人には関係ないんじゃないの？

A4. ふつうの市民活動していても、時の政権が気に食わないと判断し、犯罪を実行すると”判断”したらあぶない

Q5. どんなことが共謀罪にあてはまるの？

A5. 対象犯罪を4年以上の懲役・禁錮の罪676と政府はもともといていたが、いまは絞り込むとしている。どのような行為が犯罪の対象となるかあいまい。また、いくらでも拡大できる